

添付書類（構造設備及び体制）

医療法第42条の2第1項第5号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名：社会医療法人 童仁会 理事長 池田 琢哉

住 所： 鹿児島市西田3丁目10番20号

以下のとおり相違ありません。

施 設 名	池田病院
施設の所在地	鹿児島市西田３丁目１０番２０号
管轄保健所名	鹿児島市保健所

1 診療科目

科 目	小児科	科	科	科	科	科
	内科	科	科	科	科	科
	アレルギー科	科	科	科	科	科

2 許可病床数

[illegible]

(1) 総括表（該当する業務の区分及び所有する施設・設備等の□にチェックすること。）

○「新興感染症発生・まん延時における医療」については、申請時に有していない施設又は設備がある場合において、医療措置協定を締結した日から３年を超えない範囲で当該協定を締結した病院の所在地の都道府県知事が適当と認めた期間内に当該施設又は設備について整備する計画（様式任意）がある場合は、これを添付するとともに、以下を記載すること。

- ・施設整備計画
・・・・・・・・・・（○年○月完成予定）
- ・設備整備計画
・・・・・・・・・・（○年○月整備予定）

(2) 災害医療の確保に関する事業に係る病院の概要

区 分	構造の概要	耐震基準	用途の区分	室 数

(3) へき地医療拠点病院に医師を派遣する場合、又は開設するへき地診療所の所在地の都道府県において病院を開設する場合の当該病院の概要

病 院 名	施 設	へき地診療所からの入院患者の受入れ体制
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	
	☐ 診察室 ☐ 手術室 ☐ 処置室 ☐ 臨床検査施設 ☐ エックス線診療室 ☐ 調剤所 ☐ 病床数 (床) ☐ 医師住宅 ☐ 看護師住宅	

※ へき地医療拠点病院に医師を派遣する病院にあつては、(1) 総括表の「施設」欄の記載と重複するため、本表の「施設」欄は記載不要。

4 職種別従業員数

職種 人員	医師	歯科医師	薬剤師	診療放射線技師	歯科技工士	臨床検査技師	歯科衛生士	看護師	助産師	栄養士	理学療法士	作業療法士	臨床工学技士	事務職員	調理師	その他	計
定員																	
実人員	7.2		1.4			0.3		28.4		2				12.9	3.2	9.3	67.3
内特殊 関係者	3																3

5 勤務体制

	体制	昼間（15時現在）		夜間（3時現在）		休日（15時現在）	
		専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
医師	病院内		3		1		1
	オンコール						
内 精神科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児科医（再掲）	病院内		3		1		1
	オンコール						
内 産婦人科医（再掲）	病院内						
	オンコール						
薬剤師	病院内		1				
	オンコール						
診療放射線技師	病院内						
	オンコール						
臨床検査技師	病院内						
	オンコール						
看護師	病院内		13		3		6
	オンコール						
合 計	病院内		20		5		9
	オンコール						
内 救急医療（再掲） （精神科救急医療含む）	病院内						
	オンコール						
内 周産期医療（再掲）	病院内						
	オンコール						
内 小児救急医療（再掲）	病院内		20		5		9
	オンコール						

6 その他の体制

※「有無」について、有の場合は空欄に「○」を付すこと。

(1) 精神科救急医療の場合のみ

・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第1号に基づく都道府県知事の指定の有無	
・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第5条の2第3号に基づく常時勤務する指定医の人数	人

(2) 災害医療の場合のみ

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）の有無	
----------------------	--

(3) 新興感染症発生・まん延時における医療の場合のみ

①感染症法第36条の3第1項に規定する医療措置協定であって、同項第1号に掲げる事項に係るものについて

次の措置を全て含む協定締結の有無 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に即応病床化し、かつ確保病床数が30床以上であることを内容に含んだ病床確保に係る措置 ・ 感染症法第36条の9第1項に規定する医療協定等措置のうち、都道府県知事の要請があった日から起算して7日以内に開始し、かつ1日当たり20人以上の診療を行うことを内容に含んだ発熱外来に係る措置 ・ 医療人材派遣に係る措置	
--	--

②医療法第30条の12の6第1項に規定する協定について

・ 災害派遣医療チーム（DMAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害派遣精神医療チーム（DPAT）に係る協定締結の有無	
・ 災害支援ナースに係る協定締結の有無	

※都道府県知事と締結した「医療措置協定」及び「医療法第30条の12の6第1項に規定する協定」を添付すること。

添付書類 5（小児救急医療）

医療法第 4 2 条の 2 第 1 項第 5 号の要件に該当する旨を説明する書類

申請者名： 社会医療法人 童仁会 理事長 池田 琢哉

住 所： 鹿児島市西田 3 丁目 1 0 番 2 0 号

以下のとおり相違ありません。

病 院 名	池田病院
病院の所在地	鹿児島市西田 3 丁目 1 0 番 2 0 号
管轄保健所名	鹿児島市保健所

〔 6 歳未満の時間外等加算割合〕

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	17, 608 件	A 15, 706 件	33, 314 件
内 時間外加算の算定件数	26 件	① 45 件	71 件
内 休日加算の算定件数	1, 333 件	② 1, 733 件	3, 066 件
内 深夜加算の算定件数	61 件	③ 128 件	189 件
内 時間外加算の特例の算定件数	3, 097 件	④ 2, 988 件	6, 085 件
上記以外の時間外等入院患者数	178 件	B 350 件	528 件
時間外等加算割合 { (①+②+③+④+B) / A+B }		32. 7%	—

(記載上の注意事項)

- 直近に終了した 3 会計年度における初診料（診療報酬の算定方法（平成 1 8 年厚生労働省告示第 9 2 号）別表 第一区分番号 A000 に掲げるものをいう。）の算定件数を記載すること。

添付資料

- 時間外等加算件数明細表
- 「上記以外の時間外等入院患者数」の受診時間を証明する書類及び入院した病室等の名称並びに算定した入院料の名称を証明する書類（救急患者の日報、入院カルテ等。但し、患者の氏名等に係る部分については消去等の処理をすること。）

時間外等加算件数明細表

(自 令和5年 4月 1日 至 令和6年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	6,588 件	6,894 件	13,482 件
内 時間外加算の算定件数	11 件	24 件	35 件
内 休日加算の算定件数	474 件	660 件	1,134 件
内 深夜加算の算定件数	25 件	49 件	74 件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,131 件	1,178 件	2,309 件
上記以外の時間外等入院患者数	43 件	94 件	137 件

(自 令和6年 4月 1日 至 令和7年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5,632 件	4,615 件	10,247 件
内 時間外加算の算定件数	13 件	15 件	28 件
内 休日加算の算定件数	412 件	551 件	963 件
内 深夜加算の算定件数	16 件	27 件	43 件
内 時間外加算の特例の算定件数	1,031 件	1,049 件	2,080 件
上記以外の時間外等入院患者数	15 件	101 件	116 件

(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月31日)

区 分	6歳以上の件数	6歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	5,388 件	4,197 件	9,585 件
内 時間外加算の算定件数	2 件	6 件	8 件
内 休日加算の算定件数	447 件	522 件	969 件
内 深夜加算の算定件数	20 件	52 件	72 件
内 時間外加算の特例の算定件数	935 件	761 件	1,696 件
上記以外の時間外等入院患者数	120 件	155 件	275 件

(合 計)

区 分	6 歳以上の件数	6 歳未満の件数	合 計
初診料の算定件数	17, 608 件	15, 706 件	33, 314 件
内 時間外加算の算定件数	26 件	45 件	71 件
内 休日加算の算定件数	1, 333 件	1, 733 件	3, 066 件
内 深夜加算の算定件数	61 件	128 件	189 件
内 時間外加算の特例の算定件数	3, 097 件	2, 988 件	6, 085 件
上記以外の時間外等入院患者数	178 件	350 件	528 件

(記載上の注意事項)

○ (合計) の表以外については、会計年度毎に記載すること。